

(仮称)JRE今金せたな風力発電事業 計画段階環境配慮書に対する質問事項及び事業者回答

1. 全体に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
1-1	-	前倒し調査	1次	本事業に関し、アセス手続き迅速化等を目的とし、環境に関する前倒し調査を実施している又は実施を検討している場合、環境要素ごとに調査の実施時期や内容をご教示ください。	アセス手続き迅速化等を目的とし、環境に関する前倒し調査を実施しています。猛禽類調査を2023年4月から開始しています。
1-2	-	図書の公表	1次	貴社ウェブサイトによると、本配慮書のインターネットでの公表期間は縦覧期間のみで、電子縦覧図書のダウンロード・印刷はできないこととなっています。これらについて、図書の公表に当たっては、広く環境保全の観点から意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表することにより、利便性の向上に努めることが重要と考えますが、事業者の見解を伺います。	アセス図書には開発に関する重要な情報が含まれており、他事業者による調査内容の盗用や不正な利用、また、第三者による悪用の恐れがあるため、環境影響評価図書を印刷可能な状態にすることや法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表することは控えております。
			2次	住民との相互理解促進のためにもインターネット公開は重要な手段となりつつあり、事業によっては縦覧終了後も継続して公開されるなど様々な工夫がなされていますが、そのような改善を考慮なされていまして、内容をご教示願います。	縦覧期間終了後の図書の公開については1次回答の通り控えておりますが、住民から要望があった際に図書の貸し出しを行った実績がございます。住民との相互理解促進のため、住民からのご要望やご意見を確認した上で対応について検討いたします。
1-3	-	相互理解促進	1次	関係自治体や住民の事業への理解を得るために、積極的な情報提供が必要と考えますが、現時点で事業者が考える相互理解の促進方法をご教示ください。	住民との相互理解のため、説明会を適宜実施し、事業計画を周知すること、住民の声を聞いて誠実に対応することが必要と考えます。7月に近隣地区を対象とした1回目の住民説明会を実施しており、配慮書縦覧期間にも、自主的に説明会を開催する予定です。 また、事業概要や先行猛禽類調査については、近隣地区への全戸配布により周知しており、説明会以外においても情報提供を行っています。 関係自治体には進捗の報告や計画に変更が生じた際などの密な連絡が必要と考えます。これまでも説明会の共有や進捗の報告等を実施しており、引き続き密にコミュニケーションを取りながら検討を進めて行く考えです。
			2次	配慮書縦覧期間にも、自主的に説明会を開催する予定と1次回答にありましたが、既に開催している場合はこちらの開催概要(開催日時、場所、参加者、主な意見等)を、未開催の場合は開催予定日時をご教示願います。	配慮書縦覧期間の説明会開催概要は以下の通りです。 令和5年8月19日(土) 19:00~20:00 @金原基幹集落センター 参加者2名 ・バードストライクはあるのか ・風車の羽はなぜ3枚か 令和5年8月20日(日) 19:00~20:00 @若松基幹集落センター 参加者6名 ・酪農家が参加できるように日中にも開催してほしい ※事前周知として、関係地区への全戸配布、広報の掲載、新聞広告を実施しております。 また、上記説明会とは別に、7月にも近隣地区を対象とした説明会を開催しております。 令和5年年7月1日(土) 18:00~19:00 @金原基幹集落センター 参加者6名 ・再エネ導入により電気代が下がるなどのメリットはないのか ・撤去をしっかりと行うのであれば、環境面を考えて推進すべき事業と考える 令和5年年7月2日(日) 19:00~20:00 @若松基幹集落センター 参加者9名 ・獣害が誘発されないか懸念 ・航空障害灯はつくのか 令和5年年7月6日(木) 13:30~14:30 @日進寿の家 参加者5名 ・低周波音の影響はないか ・事業計画地は風が強い、風車は耐えられるのか ・景観を考えると不要と考える

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 1-4	-	全体に対する 意見(景観)	1次	<p>①地域の景観の保全を考える上で、風力発電設備の位置・配置や意匠形態に配慮すること、地域住民との間にどれだけ合意形成が図られているかが重要であるため、風力発電設備の建設と周囲景観の保全について、地域住民への積極的な情報提供や説明などにより相互理解の促進に努めてください。</p> <p>また、周囲との調和を図るために</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「北海道景観計画」 ・「北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン」 <p>を参考にし、事前相談を行うなど、景観法の届出の手続きが順調に行えるようにしてください。</p> <p>②事業実施想定区域の北部及び西部には北海道立自然公園条例に基づき指定された狩場茂津多道立自然公園、西部及び南部には檜山道立自然公園が存在しており、当該道立自然公園の利用施設計画に位置づけられている「熊尻溪谷上流野営場」、「三本杉海水浴場」、「立象山園地」、及び「太櫓海岸線道路(車道)」などが存在します。</p> <p>また、浮島環境緑地保護地区や玉川環境緑地保護地区も近接しています。</p> <p>本事業は最大30基の風力発電設備を計画しており、規模(高さ)が180mと大型であることから、公園利用施設・眺望点からの景観に対する影響が懸念されます。</p> <p>このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、重要な眺望景観への影響を回避又は極力低減してください。</p>	<p>①風力発電設備の建設と周囲景観の保全について、地域住民への積極的な情報提供や説明などにより相互理解の促進に努めます。また、周囲との調和を図るため、「北海道景観計画」及び「北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン」を参考とし、景観法の届出の手続きが順調に行えるようにいたします。</p> <p>②「熊尻溪谷野営場」は風力発電機が垂直視野角1度以上で視認される可能性のある範囲外であること、「三本杉海水浴場」は可視領域図により不可視であることから主要な眺望点に選定しておりません。「太櫓海岸線道路(車道)」は、車道沿いにおいて、可視領域図により可視の範囲において、ビュースポット等に関する情報が得られていないことから、主要な眺望点として選定しておりません。「立象山園地」については「②立象山公園」、また浮島環境緑地保護地区や玉川環境緑地保護地区からは「⑧浮島公園」及び「⑤玉川公園」を主要な眺望点に選定しております。</p> <p>風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、方法書以降の手続きで現地調査を実施し、主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、重要な眺望景観への影響を回避又は極力低減するよう努めてまいります。</p>
			2次		

2. 「第2章 第一種事業の目的及び内容」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-1	2	2.1第一種事業の目的	1次	せたな町地域エネルギービジョンには、「地域のエネルギーの地産・地消によるまちづくりを進めていくことが明記されている」とのことですが、本事業が、地域のエネルギーの地産・地消にどのように貢献すると考えられているかをご教示ください。	せたな町地域エネルギービジョンにおいては、町内への再エネ導入を促進しており、かつ、せたな町では地域電力会社の設立を検討しています。本事業についても地域電力会社を介し、事業関係自治体にある需要家に売電することも視野に入れて事業計画を検討したいと考えています。
追加 2-9	4 28	図2.2-1(1) 事業実施想定区域	1次	当該事業実施想定区域は、丘珠-奥尻線の航空機の飛行経路に近接しているため、東京航空局千歳空港事務所等の関係機関に確認してください。	東京航空局千歳空港事務所等の関係機関に確認いたします。
			2次		
2-2	8	(4)法令等の制約を受ける場所の確認	1次	<p>①土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び鳥獣保護区については検討されていますが、事業実施想定区域内には他にも、土砂流出防備保安林、水源かん養保安林、砂防指定地、土石流危険渓流、崩壊土砂流出危険地区が含まれています。なぜこれらの地点は確認のみとし、検討対象エリアから除外しなかったのか、事業者の見解を伺います。</p> <p>②保安林及び保護林について分布は確認していますが、「必要に応じて関係機関と協議」とは、どのような観点で具体的に何を行うのか、ご教示願います。</p>	<p>①事業実施想定区域は現時点で風力発電機を配置する可能性のある範囲及び改変を想定する範囲を包含するよう広めに設定しているため、土砂流出防備保安林、水源かん養保安林、砂防指定地、土石流危険渓流、崩壊土砂流出危険地区も区域内に位置しておりますが、今後の環境影響評価手続きにおいて、必要に応じた関係機関との協議や現地調査の結果等を踏まえて事業実施区域を絞り込む予定です。本事業は配慮書段階であるため、工事計画等の計画熟度が低いことからこれらの地点は確認のみとしておりますが、方法書の対象事業実施区域の設定に際しては、可能な限り当該区域を除外します。</p> <p>②保安林及び保護林について、風力発電所として使用可能か確認するという観点で協議を行います。具体的には、本事業における保安林解除及び作業許可対象の確認、申請内容や許認可に係る工程の確認等を想定しています。保護林については、配慮書作成後に使用不可との回答を受領し、風車配置や取付道路による改変を行わない方針で検討しています。</p>
2-3	9	(5)環境保全上留意が必要な場所の確認	1次	<p>①「配慮が特に必要な施設」とは具体的に何を指すのか、ご教示願います。</p> <p>②植生自然度9は、森林を対象としたエリアとしては、最も植生自然度の高いエリアであり、植生自然度10と同様に事業実施想定区域から除外することが望ましいと考えます。p.15の図2.2-8を見ると、区域の南端や西側中央部付近に植生自然度9のエリアがまとまって分布していますが、こちらを「まとまって分布する」と判断しなかった理由についてご教示ください。</p> <p>また、植生自然度9の植生については現地調査を実施した上で検討するとして理由をご教示ください。</p>	<p>①「配慮が必要な施設等」から「住宅等」を除いた「学校・医療機関・福祉施設」を指します。</p> <p>②配慮書P9には「植生自然度9の植生エリアについては、現段階で本事業の改変の可能性の有無を検討し、これらのエリアが大きくまとまって分布する地域を事業実施想定区域から可能な限り除外した。」と記載しており、植生自然度9のエリアがまとまって分布していないと判断したわけではございません。改変の可能性の有無を検討する際には、現段階で本事業で改変の可能性が無い箇所及び改変の可能性が低い箇所を除外いたしました。また、配慮書段階においては文献その他の資料調査からの結果から整理したものであることから、今後実施する現地調査において、自然度の高い植生の位置や現況を把握した上で、群落の希少性等について評価し、自然植生と判断された群落については改変を避けるよう計画してまいります。</p>
			2次	確認ですが、自然度9は自然度10と同等に考慮されるということよろしいでしょうか。資料調査では自然度9以外の植生だったとしても、植生が発達し、現在では自然度9になった地域等の場合も考えられますが、そのような部分は今後、自然度9として扱うと理解してよろしいでしょうか。	自然度9は自然度10と同等に考慮いたします。また、現地調査の結果、現在自然度9になった地域等であった場合、その地域についても自然度9として扱います。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-4	13	図2.2-6 法令等の制約を受ける場所	1次	事業実施想定区域検討過程3の範囲は、何を基準に線が引かれたのか、ご説明願います。	以下の点に留意し線を引きました。 ・保安林が大きくまとまって分布する地域を事業実施想定区域から可能な限り除外した。 ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を事業実施想定区域から可能な限り除外した。 ・鳥獣保護区は事業実施想定区域から除外した。 ・既設道路が利用可能であるように線を引いた。
2-5	14	図2.2-7 環境保全上留意が必要な場所	1次	事業実施想定区域検討過程4の南側の範囲内や北西側の範囲内に、境界線が内部で引かれている部分(赤い点の集合体)がありますが、これは何を表しているのでしょうか。ご説明願います。	植生自然度10を示しております。方法書では、配慮書の該当箇所について植生自然度10の区域を除いたことが明確になるように図を修正いたします。修正したページを別添2-5に示します。
2-6	28	表2.2-2 風力発電機の概要	1次	複数の想定機種のうちそれぞれの最大値を記載した数値のうち、「最大高さ」のみ幅がありませんが、複数の想定機種全てで180mが想定されているという意味でよろしいですか。	複数の想定機種すべてで180mが想定されているのではなく、複数の想定機種の中で最大となる高さが180mとなります。
追加 2-10	28 29	2.2.5第一種事業に係る電気工作物その他の設備に係る事項	1次		
			2次	風力発電施設や工事用道路等の具体的な位置が決定した段階で、工事中の濁水等について、河川管理者と打合せ願います。	風力発電施設や工事用道路等の具体的な位置が決定した段階で、工事中の濁水等について、河川管理者と協議いたします。
2-7	30	(3)輸送計画	1次	工事関係車両の主要な走行ルート(案)がある場合には、その内容をご教示ください。また、(案)を検討中である場合には、方法書で明らかにされる予定であるかをご教示ください。	工事関係車両の主要な走行ルートについては現在検討中です。方法書以降で示す予定となります。
			2次	「方法書以降」とのことですが、方法書で明らかにされない可能性もあるということでしょうか。交通量等の増加による影響に関する調査地点の設定に当たっては、工事関係車両の主要な走行ルート(案)は、重要な要素であると考えますが、事業者の見解をお示しください。	工事関係車両の主要な走行ルートについては、交通量等の増加による影響に関する調査地点の設定に当たって重要な要素であると考えため、方法書でお示しいたします。
2-8	32	1.事業実施想定区域周囲における他事業	1次	区域周辺に複数の稼働中または計画中の風力発電事業があり、累積的影響が生じる可能性があるほか、本事業の事業実施想定区域が、他事業の区域と一部重複しています。そこで ①他事業の情報を入手し、環境影響評価に反映することは有効であると考えますが、現在までの協議状況についてご教示願います。 ②今後、他事業との環境影響の累積的影響の評価についてどのように対応していく予定かご教示願います。	①累積的影響の検討は必要と考えておりますが、現段階では既設発電事業者、計画中発電事業者と協議を行っており、今後の検討事項となります。 ②累積的影響が想定される他事業に関しては、他事業者の風力発電機の配置、騒音パワーレベル等の情報を可能な限り入手し、シミュレーションを行うことで、累積的影響を把握する予定です。
			2次	他事業者との協議は今後の検討事項とのことですが、アセス手続きのどの段階で協議を実施し、図書に反映する予定か、現段階の想定で構いませんのでご教示願います。	現地調査が終了し、調査結果を取りまとめた段階で協議を実施し、準備書に反映をする想定です。

3. 「第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-1	34	事業実施想定区域及びその周囲の概況	1次	「事業実施想定区域及びその周囲」について、注釈では「図2.2-1(3)の範囲」とされていますが、本文では「引用している各図の範囲」とされています。この違いは何を意味しているのでしょうか、ご説明願います。	「引用している各図の範囲」についての記載を削除し、方法書に反映いたします。修正する内容を別添資料3-1に示します。
追加 3-20	45	図3.1-7 主要な河川及び湖沼の状況	1次		
			2次	事業実施想定区域内に、1級河川及び普通河川が含まれることから、河川への影響が想定される場合は除外を検討してください。	原則として、河川の直接的改変は行わない方針であり、対象事業実施区域からの除外を検討しますが、作図の都合上区域に含まれてしまうこともあり得ます。
追加 3-21	50	(2)土壌汚染	1次		
			2次	環境省HPで指定区域を閲覧した旨の記載がありますが、この一覧へのリンクが記載されているアドレスをご教示ください。	リンク先は下のとおりです。 https://www.env.go.jp/water/dojo/wpcl.html
3-2	52	1.地形の状況	1次	自然景観資源の分布について、「事業実施想定区域及びその周囲」を対象として記載されていますが、表3.1-12に記載されている自然景観資源が、事業実施想定区域内に存在するかについてご教示ください。	P54の図3.1-11のとおり、事業実施想定区域内に自然景観資源は存在しません。
3-3	52	3.重要な地形・地質	1次	重要な地形・地質の抽出対象として2点挙げられていますが、1.地形の状況で挙げられている「表3.1-12 重要な地形・地質の状況(自然景観資源)」の出典資料や、「日本の典型地形((財)日本地図センター、平成11年)」は含まれていません。 本項目における抽出対象が妥当であるとする理由をそれぞれご教示ください。	重要な地形・地質の項目での抽出対象では、地形・地質そのものを保全する必要がある地形・地質を抽出しています。「日本の地形レッドデータブック第1、2集」(日本の地形レッドデータブック作成委員会、平成12、14年)と、「文化財保護法」(昭和25年法律第214号、最終改正:令和4年6月17日)により指定されている重要な地形及び地質については、地形・地質そのものを保全すべきものであるため、抽出対象としました。一方、「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)による自然景観資源や、「日本の典型地形((財)日本地図センター、平成11年)」に取り上げられている地形に関しては、地形観察に適切な事例が示されており、必ずしも地形そのものを保全することは要求されていないので、3. 重要な地形・地質では扱っていません。 なお、「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」「重要な地形・地質の状況(自然景観資源)」や、「日本の典型地形」に取り上げられている地形であり、かつ、天然記念物に指定されていたり、国立公園、国定公園、地方自治体が指定する自然公園に定められているものに関しては、重要な地形・地質として扱い、抽出する対象となります。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-4	55	図3.1-12 表層地質図	1次	区域西部に2本の断層が走っていますが、風車設置によるリスクへの認識について、事業者の見解をご教示ください。	砂岩泥岩互層の範囲内に存在している断層であり、現時点では風車建設に伴うリスクがあると認識しています。風車建設に当たっては、今後、環境影響評価手続きとは別に、風車の設置範囲付近で詳細な地質調査を実施し、専門家の意見を聴取して、事業計画の熟度を上げて行く中で、リスク回避の検討をいたします。
			2次	事業実施想定区域には地すべりが発生しやすい地質とされる砂岩・泥岩互層が広く分布していることから、地盤の強度低下や粘土の形成などを通じて地すべりが発生しやすい環境にあると推察されます。断層のほか、土砂災害警戒区域・特別警戒区域はもちろんのこと、防災科学技術研究所が公表している地すべり地形分布図や航空レーザ測量データによる高精細な地形図、現地踏査などを通じて、地すべりのおそれのある範囲を確実に除外する必要があると考えますが、事業者の見解を伺います。	事業計画策定の際には、地滑り分布図や航空測量結果を参考にするとともに、1次回答のとおり、今後、環境影響評価手続きとは別に、風車の設置範囲付近で詳細な地質調査を実施し、専門家の意見を聴取して、事業計画の熟度を上げて行く中で、リスク回避の検討をいたします。事業熟度が浅いため現時点で設計に関するスケジュールは未確定ですが、準備書の段階で航空測量及び地質調査を踏まえた設計となるよう、設計に関するスケジュールの調整を検討いたします。
			なし なし		
3-5	57	図3.1-13 文献その他の資料調査範囲	1次	動物の中には行動圏が広いものもいることから、事業実施想定区域が存在するメッシュだけでなく、その周辺のメッシュも含めて資料調査を行うべきと考えますが、事業者の見解を伺います。	配慮書段階においては、基本的に事業実施想定区域に影響予測の対象地域としており、調査結果をメッシュ単位で示している文献も多いことから、事業実施想定区域が重なる範囲のメッシュを調査範囲としております。一方で、コウモリ類の専門家からもご意見をいただいたとおり、コウモリ類に関しては、今金町、せたな町、八雲町の3町全域がかかる2次メッシュに調査範囲を拡大しております。また、コウモリ類のハイリスク種(ヤマコウモリ、ヒナコウモリなど)は移動能力が高いことから、調査範囲を渡島半島全域としております。
			2次	①鳥類も行動圏が広い種群の代表例と考えます。質問番号3-7の内容を踏まえ、鳥類の調査範囲に関する見解についても回答願います。 ②また、事業実施想定区域から最短で1km程度の距離に隣接メッシュがあることを考えると、動物の中でも極端に行動圏が広い鳥類やコウモリ類以外に関しても、隣接メッシュを含めた資料調査が有効であると考えますが、事業者の見解を伺います。	①質問番号3-7において回答させていただきましたとおり、鳥類の専門家からも、オジロワシ等希少猛禽類について、現状十分に調査がされていない可能性があるとのことのご意見をいただいております。このことから、方法書以降の段階において、専門家等へのヒアリングを行うとともに、適切な調査が必要であると考えております。同時にその調査において、希少猛禽類以外の一般鳥類について把握することを考えております。 ②鳥類及びコウモリ類以外に関しては、今後計画熟度が高まった方法書段階において、対象事業実施区域及びその周囲が確定し、貴庁など関係機関や地域住民等のご意見も踏まえ、影響予測の対象範囲をさらに広げる必要が生じた場合には、資料調査の内容を追加いたします。
3-6	58	表3.1-13(1) 動物相の概要	1次	本表に記載されているキタリスは、資料編の注釈にも記載されているとおり、一部資料ではエゾリスとして掲載されているものと同種という認識でよろしかったでしょうか。	ご認識のとおり、表3.1-13(1)に記載しているキタリスは、資料編に記載しているエゾリスと同種となります。図3.1-30「食物連鎖模式図」では『キタリス(エゾリス)』と表記しておりましたので、表3.1-13(1)の記載も『キタリス(エゾリス)』に修正いたします。修正したページを別添資料3-6に示します。
3-7	64	図3.1-15 EADASセンシティブティマップ(注意喚起メッシュ:陸域)	1次	センシティブティMAPでは事業実施想定区域内に重要な鳥類の分布情報はありませんが、隣接メッシュにチュウヒ、オジロワシ、クマタカ、オオワシの分布及び海ワシ類の集団飛来地情報により注意喚起レベルA1とされたメッシュが確認されています。これらは広い行動範囲を持つことを踏まえ、事業者としてはどのように考え、今後どのように対応していく予定か、見解をお示しください。	事業実施想定区域を含む2次メッシュに隣接するメッシュにおいて、注意喚起レベルA1に指定されていることに加え、鳥類の専門家からも、オジロワシ等については現状十分に調査がされていない可能性があるとのことのご意見をいただいております。これらの希少猛禽類については、方法書においても専門家等へのヒアリングを行うとともに、ねぐらや餌場等の利用範囲やその間の移動ルート、繁殖への影響を的確に把握するための適切な調査が必要であると考えております。
3-8	67	図3.1-17(3) EADASセンシティブティマップ(鳥類の渡りルート(夜間))	1次	事業実施想定区域上に、夜間の渡りルートがあることが示されています。夜間の渡りの状況は正確な把握が難しいと思われるかもしれませんが、今後どのように渡りの状況を把握していくのか、事業者の方針を伺います。	夜間の渡りを確認するのは難しく、ルートを示すことは、一事業における調査では、把握が難しいと考えております。音声を録音し、その情報から区域上空を飛翔する種の特性を可能な限り行い、その上で、それぞれの種の飛翔の時期や時間帯を把握していきたいと考えております。
			2次	鳴かない種も多く、また鳴く種についても夜間渡りの鳴き声を識別できる人材が多いわけではありません。音声録音だけでは夜間の渡りの状況を正確に把握するのは困難だと思われる。それを踏まえ、 ①夜間渡り中の鳴き声から種の識別をどのように行う予定なのかについてご教示ください。 ②他の手法も含めて一長一短がありますが、レーダー調査や暗視機器を用いた調査と併用することでデータの質が向上しますので、これらについても実施をご検討ください。	夜間の渡りの状況について、調査を実施する方針ですが、以下のとおり、どこまでの把握ができるのかを整理して、内容について検討した上で方法書にお示しします。 ①渡り中の鳴き声からの種の判別については、可能な限りまでと考えておりますが、確認には鳴き声に精通した者が確認をして整理したいと考えております。 ②レーダー調査や暗視機器を用いた調査でも種の判断は難しいところではありますが、それぞれの長所及び短所を確認した上で、併用した調査の実施について検討いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-9	99	図3.1-26 文献 その他の資料 調査による植 生自然度	1次	事業実施想定区域内に、植生自然度の高い部分が存在しています。これらの区域は原則改変を避けるべき部分であり、特に偏在している区域南端や、西側中央部付近についてはあらかじめ区域から除くべきと考えます。図書においても植生自然度9に相当するチシマザサ-ブナ群集(Ⅳ)見られ、そこがブナ林である場合、生育分布の北限近くに位置する重要な植生であるとしていますが、当該部分を重要であると認識しつつ、事業実施想定区域内に含めていることについて事業者の見解を伺います。	植生自然度9の範囲については文献上での確認のみであり、土地利用や植林などにより、実際の分布状況が変化していることもあるため、現地調査により把握する必要があると考えております。チシマザサ-ブナ群集(Ⅳ)についても現状では判断できず、現地調査により把握してまいります。今後の現地調査の結果等を踏まえて、植生自然度9以上については影響の回避に努めます。
			2次	「影響の回避に努める」とのことですが、対象事業実施区域からの除外を最優先するという認識でよろしかったでしょうか。	ご認識のとおりです。今後の現地調査の結果を踏まえ、植生自然度9以上に該当する範囲については、改変区域から除外することを最優先にし、事業計画を検討いたします。
3-10	130	図3.1-30 食物 連鎖模式図	1次	①ガ類とチョウ類をどのように使い分けしているのか、また、なぜ「自然林、二次林、植林地」ではガ類が代表的な種であり、「草原・低木林、河辺」、「牧草地、路傍・空地雑草群落、畑雑草群落、水田雑草群落 等」ではチョウ類が代表的な種であると考えられるのか、お示ください。 ②事業実施想定区域周辺において文献上確認されているカマキリ類はオオカマキリのみであり、また道内のオオカマキリの生息状況を踏まえると、「生物相互の関係について代表的な生物種」に選定することが適切とは考えにくいほか、また本図を整理する目的を踏まえると、ツチガエルやヒメジョオンなど、外来種を選定することにも違和感があります。地域の生態系の概要を正しく反映した模式図を作成する必要があると考えますが、事業者の見解を伺います。	①ガ類及びチョウ類における生息環境の明確な違いはないことから、双方に「ガ類」「チョウ類」の両方を記載するよう、修正いたします。 ②地域の生態系の概要を反映させるべく、代表的な生物種の選定について、ご指摘を踏まえ修正いたします。修正したページを別添資料3-10に示します。
			2次	一次質問②において「など」とあるように、例示された種のみを修正しても「地域の生態系の概要を正しく反映した模式図」にはなりません。その他にも、この環境を代表する種として選定するのが適当かどうか、捕食被食関係が正しく結ばれているか、全体的に改めて(地域の状況に精通した専門家への意見聴取等を含め)検討し本地域の生態系について正しく認識した上で、調査手法の検討を行う必要があると考えます。方法書には調査手法が記載されることから、方法書開始前に「地域の生態系の概要を正しく反映した模式図」を改めて作成する必要があると考えますが、事業者の見解を伺います。	ご指摘について、方法書において専門家への意見を聴取等を含め検討いたします。なお、地元の資料には種のリストの収集の難しい項目もあり、可能な範囲として、環境を代表する種について「など」を例示を利用することになると考えております。方法書には、できる限り種を選定した内容での作成に努めます。
3-11	132	図3.1-31(1) 重 要な自然環境 のまとりの場	1次	①事業実施想定区域内に「若松トド松希少個体群保護林」があります。希少個体群保護林は「個体群の存続のために保護・管理が必要な森林であって、野生生物の保護、遺伝資源の保護、学術の研究等に資することを目的として設定した保護林」とされており、本保護林についても取扱方針として「基本的に人為を加えず、自然推移に委ねるものとする」、「目的とする個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする」等の記載があり、本保護林内での風力発電事業は実施されるべきではないと考えますが、当該区域を除外しなかった理由を伺います。 ②事業実施想定区域内の広い範囲に保安林があります。保安林は公益目的を達成するために指定されているものであり、国有林、民有林を問わずできるだけ改変を避けるべきと考えますが、当該区域を除外しなかった理由を伺います。	①事業実施想定区域は現時点で風力発電機を配置する可能性のある範囲及び改変を想定する範囲を包含するよう広めに設定しています。保護林については、関係機関と協議した結果、配慮書作成後に使用不可との回答を受領し、風車配置や取付道路による改変を行わない方針で検討しています。 ②保安林については、今後具体的な風車及び拡幅道路の計画を検討するため、現時点では事業実施想定区域に含めております。 また、保安林の中でも急傾斜地などの崩落の可能性がある場所、人家等保全対象に近接する箇所などでは、原則として保安林を解除しないこととなっており、これら以外の場所でも転用解除に当たっては、一定の要件を満たすこととなっております。そのため、やむを得ず保安林内での事業を進める場合は、保安林の改変等について関係機関と十分な協議を行った上で検討してまいります。
			2次	①確認ですが、1次回答①にある若松トド松希少個体群保護林については、方法書作成時に対象事業実施区域から除外(改変は一切なし)されると理解してよろしいでしょうか。また、本保護林と事業実施区域の離隔はどの程度考慮されるのかご教示願います。 ②1次回答2-4で、鳥獣保護区は事業実施想定区域から除外したと回答されているほか、図書P219等でも事業実施区域内に鳥獣保護区が含まれていないことが記載されていますが、道路造成による改変の可能性のある範囲にも含まれていないということで間違いはないでしょうか。	①若松トド松希少個体群保護林については、方法書作成時に対象事業実施区域から除外いたします。また、保護林の改変が無い計画としますが、風車配置及び取付道路については検討中となるため、保護林の外周を囲み、事業実施想定区域から除外とする予定です。 ②鳥獣保護区は道路造成による改変の可能性のある範囲にも含まれておりません。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-12	134 140	景観の状況 人と自然との 触れ合いの活 動の場の状況	1次	眺望点、景観資源、人と自然との触れ合いの活動の場について、情報の把握のためにも関係自治体にヒアリングをすることが望ましいと考えますが、必要性について事業者の見解をご教示ください。	眺望点については、関係自治体にヒアリングを行っており、ヒアリングを踏まえ主要な眺望点を選定しております。ヒアリング内容とその対応といたしましては以下の通りであり、その他の眺望点に関する情報は特段いただいておりません。 ・今金町:「今金総合公園」の眺望点としての情報。主要な眺望点として選定済み。 ・せたな町:「三本杉海水浴場」のキャンプ利用情報。可視領域図により不可視のため非選定。 ・八雲町:「ペコレラ学舎」のワーケーション利用情報。事業実施想定区域から垂直視野角1度以上で視認される可能性のある範囲外のため非選定。 景観資源について、現在特段のご意見はいただいておりませんが、関係自治体や地元住民の皆様からご意見をいただいた際は、適宜景観資源として追加の検討をいたします。 「人と自然との触れ合いの活動の場」につきましては、本配慮書に対する関係機関や地元の皆様からのご意見等を踏まえ、関係自治体へのヒアリングを実施する方針であります。
			2次	「景観資源について、現在特段のご意見はいただいておりません」とのことですが、ヒアリングの際、自然景観資源のほか人文景観資源についても伺い、その結果特段の意見がなかったという認識でよろしかったでしょうか。	ヒアリングの際には、景観資源に関し広くご意見を伺っておりますが、1次回答のとおり、現時点においては特段のご意見はいただいておりません。
追加 3-22	151	2.土地利用規制の状況	1次		
			2次	①事業実施想定区域は、農業地域及び森林地域に掛かっています。 土地利用基本計画図の変更がある場合は、所定の手続きが必要となりますので留意願います。 ②農地法に基づく農地転用許可及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく開発行為許可については、配慮願います。 ○ 農地法に基づく農地転用許可 事業予定地が農地法に規定する農地又は採草放牧地である場合は、同法に基づく農地転用許可が必要であるため、当該との現況地目等について、農業委員会と十分調整願います。 ○ 農振法に基づく開発許可 事業予定地が、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域内である場合は、区域内での開発行為は規制されているので、市町村農振法担当部局と十分調整し、地域農業の振興に支障が生じないよう配慮願います。 ③事業実施想定区域内及びその周囲は、地域森林計画対象民有林であり、1haを超える開発行為(土地の形質を変更する行為)をする場合は、知事の許可を受ける必要がありますので、所管の(総合)振興局産業振興部林務課と打合せすること。 なお、次に該当する場合は、上記許可に際し、知事が北海道森林審議会に諮問し、答申を受ける必要がある。 【新規許可の場合の審議会諮問基準】 ○開発行為に係る森林面積が10ha以上のもの。 ○開発行為に係る森林面積が10ha未満であって、全体計画の一部についての申請である場合は、全体計画の開発行為に係る森林面積が10ha以上のもの。 ○開発行為に係る森林の全部又は一部が、水資源保全地域にあるもの。 (R5.8 現在、事業実施想定区域の周辺には水資源保全地域はない。)	①土地利用基本計画図の変更がある場合は関係部署と十分協議の上、適切に対応いたします。 ②農地法に基づく農地転用許可及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく開発行為許可が必要となる場合は、関係者と十分協議の上、適切に対応いたします。 ③地域森林計画対象民有林で開発行為を行う場合、関係部署と十分協議の上、適切に対応いたします。
3-13	154	図3.2-5 土地利用基本計画図	1次	地域森林計画対象民有林の範囲が異なっているように思われます。関係機関に再度確認し、正しい図をお示しください。	地域森林計画対象民有林について、修正した図を別添資料3-13に示します。
3-14	156- 157	河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	1次	①事業実施想定区域の設定に当たり、取水位置及び表流水取水位置の上流域を除外しなかった理由をご教示ください。また、影響を回避・低減するために現時点で想定している措置内容についてご教示ください。 ②方法書作成時に調査地点を設定する際には、水道用水・農業用水の利水者や漁業権者と協議の上、調査地点を設定されることが望ましいと考えますが、協議の実施状況及び今後の予定について、事業者の見解をご教示ください。	①取水位置は図の描写の都合上、重なっているように示されておりますが、実際は重複しておらず、変更の可能性はございません。事業実施想定区域は現時点で風力発電機を配置する可能性のある範囲及び変更を想定する範囲を包含するよう広めに設定しているため、表流水取水位置の上流域も区域内に位置しておりますが、今後の環境影響評価手続きにおいて事業実施区域を絞り込む予定です。また、表流水取水位置の上流域を変更する場合の造成工事による濁水の影響を回避・低減するために現段階で想定している措置内容としましては、沈砂池・土砂流出防止柵等の設置や工事実施時の土工量の抑制等がございます。 ②現時点では水道用水・農業用水の利水者や漁業権者との協議は未実施です。調査候補地点の設定後、利害関係者を確認し、事前に協議を行うことを検討します。
			2次	①方法書では、取水地点の水質への影響について評価できるよう、調査・予測地点を設定してください。 ②内水面漁業権が設定されていますので、水質調査地点について適切な箇所を設定してください。	①方法書では、取水地点の水質への影響について評価できるよう、調査・予測地点を設定いたします。 ②水質調査地点について適切な箇所を設定いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-15	157	2.地下水の利用状況	1次	水道の取水状況についてのみ記載されていますが、住宅における利用等、その他の利用状況については記載がありません。配慮書作成時にどのような調査をしたのか、また、今後どのように把握していくことを予定されているのかについて、ご教示ください。	水道用水の取水地点については、公開された資料及び自治体へのヒアリングにより確認しましたが、個人所有の井戸については把握できなかったことから、準備書までに地元へのヒアリングや現地踏査等により確認する予定です。
3-16	158	図3.2-7 水道用水取水位置	1次	①せたな町が表流水を取水している地点の集水域において、道路造成(既存道路の部分的な改変)の可能性があると考えて、よろしかったでしょうか。 ②事業実施想定区域北側の深井戸は、本図では、境界上に地点が示されていますが、事業実施想定区域内・外のいずれに位置するかをご教示ください。	①配慮書段階においては道路造成(既存道路の部分的な改変)の可能性がございます。 ②図の描写の都合上、重なっているように示されておりますが、水道取水地点は事業実施想定区域外に位置しています。
3-17	160 209	図3.2-9 内水面漁業権の設定状況 図3.2-19 保護水面の指定状況	1次	内水面漁業権や保護水面の設定状況が正確に反映されていないように思われます。関係機関に再度確認の上、正しい図をお示しください。	檜山振興局産業振興部水産課へヒアリングをして確認し、修正した図を別添資料3-17に示します。
			2次	内水面漁業権や保護水面を示した図を別添資料3-17のとおり修正した旨の回答をいただきましたが、以下のとおり設定状況が正確に反映されていないように思われます。改めて檜山振興局産業振興部水産課に確認するなどして、正確な図をお示しください。 ・檜内共第2号:パンケオイチャヌペ川本流の区域上端部が金原中央頭首工よりも下流側に設定されているように思われます。 ・檜内共第3号:二俣川の区域が指定されている漁場区間より長くなっているように思われます。 ・保護水面の指定区間の線形が、参照しているフィッシングルール2023と異なります。	ご指摘を踏まえ、内水面漁業権の設定状況を修正し、別添3-17(2)にお示しします。 保護水面については、1次回答時に檜山振興局産業振興部水産課に確認したところ、「フィッシングルール2023」とは詳細が異なるとのことであったため、修正したものを1次回答でお示しました。
追加 3-26	164 232	図3.2-11 図4.3-2	1次		
			2次	住宅等と事業実施想定区域(道路造成(既存道路の部分的な改変)のみ可能性のある範囲)が重複しているように見えますが、 ①当該区域は既存道路からどの程度の範囲を区域として設定しているのか。 ②「住宅等」は建屋のみの範囲を示しているのか、それとも住宅等敷地を含む範囲を示しているのか。 ③「住宅等」は当該区域に含まれているのか。それとも区域外となるのか。についてご教示願います。	①国土地理院地図の25000分の1地図上に存在する既存道路の中心から両端に25mずつ幅を取っております。作図の都合上、一律に25mの幅を取りましたが、「住宅等」は当該区域に含めない方針です。 ②建屋のみの範囲です。 ③「住宅等」は区域外となります。
3-18	211	図3.2-20 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況	1次	周知の埋蔵文化財包蔵地No.6「八束1遺跡」が事業実施想定区域(道路造成(既存道路の部分的な改変)のみ可能性のある範囲)と重複しているように見えますが、改変の可能性はあるのでしょうか。	図の描写の都合上、重なっているように示されておりますが、実際は重複しておらず、改変の可能性はございません。
追加 3-23	212 213 214 218 219	2 自然関係法令等 (4) 国土防災関係 ① 森林法に基づく保安林の指定 ⑦ 山地災害危険地区調査要領に基づく山地災害危険地区	1次		
			2次	事業実施想定区域内及びその周囲は、保安林に指定されているので保安林を避けて計画すること。 やむを得ず保安林内での計画が必要な場合は、国有保安林は所轄の森林管理署、民有保安林は所管の(総合)振興局産業振興部林務課と速やかに打合せをすること。 また、次に該当する場合は、保安林の転用に係る解除に際し、知事が北海道森林審議会に諮問し、答申を受ける必要がある。 【保安林の転用に係る解除の場合の審議会の諮問基準】 ※林野庁所管の保安林におけるものを除く。 ①転用に係る面積が1ha 以上のもの。 ②転用に係る面積が1ha 未満であって、次に該当するもの。 ・転用の目的、態様等からして、国土保全等に相当の影響を及ぼすと認められるもの。 ・森林審議会の諮問を要する林地開発行為の許可と一体となって、保安林の解除を要するもの。 事業実施想定区域内及びその周囲には、「山地災害危険地区調査要領」(平成18年7月林野庁)に基づく、山地災害危険地区が存在しており、土砂災害の発生のおそれがあることから、山地災害危険地区へ影響しない場所への施設計画を検討すること。	やむを得ず保安林内での計画が必要な場合は、関係部署と十分協議の上、適切に対応いたします。 また、山地災害危険地区へ影響しない場所への計画を検討いたします。
3-19	214	図3.2-21 保安林の指定状況	1次	事業実施想定区域内に土砂崩壊防備保安林が含まれておりますが、その麓には今金八束鳥獣保護区があります。当該保安林の改変により鳥獣保護区への影響が懸念されますが、区域から除外する必要はないでしょうか。	方法書作成時点において対象事業実施区域を検討する際には、今金八束鳥獣保護区近傍の土砂崩壊防備保安林を除外するように検討いたします。
			2次	①確認ですが、方法書作成時点において今金八束鳥獣保護区近傍の土砂崩壊防備保安林が対象事業実施区域から除外されるという認識でよろしかったでしょうか。 ②事業実施想定区域及びその周辺には水源かん養保安林が存在しており、「生態系」に関する予測・評価では、事業による地形改変の影響が生じる可能性があるとして予測され、また、方法書以降の区域の絞り込み等により重大な影響を回避または低減できると評価されています。については、図書に記載の「方法書以降の手続等において留意する事項」等に十分に留意の上、水資源の確保や水質保全のための適正な配慮を行ってください。	①方法書作成時点において今金八束鳥獣保護区近傍の土砂崩壊防備保安林を除外するように検討いたします。現時点では検討段階であり、検討結果については方法書でお示しします。 ②方法書以降の図書においては、「方法書以降の手続等において留意する事項」等に十分に留意の上、水資源の確保や水質保全のための適正な配慮を行います。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 3-24	215 216 217	図3.2-22砂防指定地等の状況 図3.2-23土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況 図3.2-24土砂災害危険箇所	1次	事業実施想定区域内に、砂防指定地、土砂災害警戒区域（土石流、急傾斜地の崩壊）、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）、土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所）が含まれることから、函館建設管理部と打合せをしてください。	風車の配置及び取付道路について検討を進めつつ、函館建設管理部と打合せを実施いたします。
			2次		
追加 3-25	219	表3.2-51 関係法令等による規制状況のまとめ	1次	土壌汚染対策法の八雲町の欄が「×」となっていますが、宮園町に指定区域がありますので、確認の上、修正してください。	ご指摘のとおり修正いたします。
			2次		

4. 「第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-1	220	4.1.1 計画段階配慮事項の選定	1次	<p>①他事業それぞれの環境影響評価手続きの進捗状況も勘案し累積的影響の検討を進めるとのことですが、どの程度の進捗状況であれば累積的影響の検討を実施するのでしょうか。</p> <p>②周辺にはすでに稼働中または評価書手続きが終了している事業もあります。これらの事業との累積的影響の検討を実施しなかった理由についてご教示ください。</p>	<p>①準備書以降の手続きにおいて風力発電機の配置及び機種が確定している事業が対象です。</p> <p>②事業実施想定区域周囲における既設風力発電事業（以下、他事業）との累積的影響の検討方針について、現時点において以下のとおり想定しています。</p> <p>(a) 施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音 配慮書段階での予測範囲は2kmであること、また、既設の風車からは10km以上、評価書以降の他事業からは5km以上離隔があることから、現段階では検討しておりません。</p> <p>(b) 施設の稼働に伴う風車の影 配慮書段階での予測範囲は2kmであること、また、既設の風車からは10km以上、評価書以降の他事業からは5km以上離隔があることから、現段階では検討しておりません。</p> <p>(c) 施設の稼働に伴う動物 行動圏の広い猛禽類や広域を飛行する渡り鳥については、両事業地近傍を飛行している場合、累積的な影響が考えられます。猛禽類については2023年4月から先行調査を開始しておりますが、現時点においては情報収集の段階であるため、既設の風車及び評価書以降の他事業との想定される影響の程度については現段階で比較することができません。今後、他事業の情報収集に努め、準備書以降の手続きにおいて累積的な影響が生じる可能性がある場合に検討いたします。</p> <p>(d) 施設の存在に伴う景観 事業実施想定区域周囲に位置する主要な眺望点から複数の風力発電施設が同時に視認されることによる累積的な影響が考えられますが、現時点において風力発電機の配置及び機種が検討中であることから、既設の風車及び評価書以降の他事業との累積的な影響の程度については比較することができません。なお、準備書以降の手続きにおいては、他事業と本事業が同時に視認できる眺望点については、フォトモンタージュを作成し予測・評価することで、累積的な影響の把握に努めます。</p>
			2次	<p>①準備書以降の手続きにおいて風力発電機の配置及び機種が確定している事業については累積的影響の検討を進めるとのことですが、「準備書以降の手続の図書を対象とする」という意味でしょうか。「本事業が準備書以降の手続段階で検討を開始する」という意味でしょうか。また、前者の場合、「配置及び機種が確定」というのはどのような状態を指すのか、ご説明願います。</p> <p>②いずれにせよ、最終的に累積的影響の評価を行うかどうかは準備書段階に進んだ際の周辺事業の計画の確度に依存することは理解できますが、少なくとも方法書段階において、累積的影響が生じる可能性のある事業とその影響の予測評価の手法についての検討を行う必要があると考えます。また、本事業は事業実施想定区域内に他事業の事業実施想定区域を含んでおり、累積的影響の懸念が大きいことから、事業の早期段階から特に慎重な検討が求められると考えますが、事業者の見解をご教示願います。</p> <p>③1次回答②で触れている騒音、超低周波音、風車の影について、配慮書段階での予測範囲は2kmであること、また、既設の風車からは10km以上、評価書以降の他事業からは5km以上離隔があることにより累積的影響の予測評価対象として検討していませんが、その科学的根拠をご教示願います。</p>	<p>①「準備書以降の手続の図書を対象とする」という意味です。「配置及び機種が確定」というのは、他事業の事業者が設置する風車の配置と機種を確定した状態を指します。風車の配置と機種が確定した状態であるかどうかは、他事業者の計画次第となりますので、他事業者と協議の上、確認をするようにいたします。</p> <p>②方法書段階において、累積的影響が生じる可能性のある事業とその影響の予測評価の手法について検討をいたします。また、本事業の事業実施想定区域内に他事業の事業実施想定区域を含んでいることは認識しており、配慮書作成にあたり事業者と情報交換を行っています。今後も累積的影響について慎重に検討し、必要に応じて準備書に反映します。</p> <p>③「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」（環境省総合環境政策局、平成25年）によると、国内の先行実施モデル事業における検討事例において、2.0km以内に存在する影響対象（住宅等）を500mごとに整理する予測方法が採用されています。また、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会、平成28年）には、住居等、風車騒音により人の生活環境に環境影響を与えるおそれがある地域に関して、「発電所アクセス省令では、発電所一般において環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、事業実施想定区域及びその周囲1kmの範囲内としている。」と記載されています。以上を踏まえ、配慮書段階では安全側として2.0kmの範囲を設定いたしました。1次回答②で触れている騒音、超低周波音、風車の影について、配慮書段階で検討を行ったのが事業実施想定区域より2kmの範囲のため、現段階においては検討の範囲外であることを示すために既設の風車からは10km以上、評価書以降の他事業からは5km以上離隔がある、と記載しております。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-2	223-225	調査、予測及び評価の手法	1次	評価手法について、「今後の環境影響評価手続及び詳細設計によって、重大な影響の回避又は低減が可能かどうかを評価した。」とありますが、そのような評価は今後の手続に向けた評価であると考えられます。今回は配慮書段階であり、事業の位置・規模等の検討段階である配慮書段階においては、現段階の事業計画から重大な影響の発生の可能性があるか等を予測、そして重大な影響の回避又は低減の状況等について評価し、それを踏まえ、上記のような今後の手続に向けた評価を行う必要があると考えますが、事業者の見解を伺います。	配慮書段階は、方法書以降の「環境影響評価」と異なり「計画段階環境」と記載がされているように、「計画段階配慮手続に係る技術ガイド(平成25年3月環境省)」に記載の、計画段階配慮におけるティアリングをおこなう事を主眼とした手続き段階であると理解しております。そのため、「現段階の事業計画から重大な影響の発生の可能性があるか等の予測」が、どの環境要素にどの程度の不確定要素を示すのか、「今後の手続に向けた評価」を行いました。評価という記載をする以上、何らかの評価を記載すべきというご指摘について理解をいたしますが、方法書等の環境影響評価手続きを効率的かつ合理的に行うため、計画段階配慮の結果や意見等を活用・反映することを目的とした配慮書段階において、本配慮書のような評価手法は、配慮書の記載手法の一つとして適切であると考えます。
4-3	227ほか	4.3.1騒音及び超低周波音 4.3.2風車の影	1次	住宅等の「等」には、どのようなものが含まれているかをご教示ください。	住宅以外で、騒音に係る保全が必要と考えられるもの、例えば寺社や店舗などで居住している建物、事務所が該当します。
4-4	235	(2)評価結果	1次	今後の留意事項として、「配慮が特に必要な施設等からの距離に留意して」とありますが、具体的にどの程度の距離が取れるよう留意するのかをご教示ください。また、方法書以降の検討において、離隔を取るべきと考える距離をどのように決定していくことを想定されているかをご教示ください。	風車の影においては離隔をとることにより、影響時間が少なくなる傾向にありますが、風力発電機と住宅の位置関係によっては近くても風車の影が全くかからないこともありますので、離隔距離を一律的に指定して距離を確保することは考えておりません。準備書での検討において、太陽の高度・方位及び風力発電機の高さ・ローター径、地形等を考慮し、風力発電機の周辺におけるブレードの回転によるシャドーフリッカーの影響時間をシミュレーションにより定量的に予測し、影響時間がドイツの指針値である「(実際の気象条件を考慮しない場合)年間30時間かつ1日最大30分を超えない」範囲に留意して配慮が特に必要な施設等からの離隔を確保いたします。
			2次	1次回答に「風力発電機と住宅の位置関係によっては近くても風車の影が全くかからないこともありますので、離隔距離を一律的に指定して距離を確保することは考えておりません。」とありますが、どのような位置関係であれば、近くても風車の影が全くかからなくなるのでしょうか。	風車の真南に住居がある場合には遮蔽物がなくても風車の影はかかりません。
追加 4-8	236-267 282-287	4.3.3 動物 4.3.5 生態系	1次		
			2次	事業計画が天然記念物鳥類に対して文化財保護法第125条第1項の保存に影響を及ぼす行為であるか否かの意見を専門家から聴取してください。事業計画が保存に影響を及ぼす行為の場合は文化庁と協議してください。	事業計画が文化財保護法第125条第1項の保存に影響を及ぼす行為であるか否かの意見を専門家から聴取いたします。また、現地調査の結果から事業計画が保存に影響を及ぼす行為の場合には文化庁と協議をいたします。
4-5	278 279	表4.3-21 植物の重要な種への影響の予測結果	1次	①湿地を好む地表植物と水生植物では、環境への反応が大きく異なりますが、主な生育環境の区分で「水辺(河川、河畔等)、湿地」として同一に扱っていることについて、事業者の見解を伺います。 ②本表の、例えばバアソブ、チョウノスケソウ、バシクルモン、リシリビヤクシン、ベニバナヒョウタンボクなどの主な生育環境について、事業者の認識を伺います。	①ムツオレグサやサデクサ等、水辺及び湿地の両方に生育する種もあることから、「水辺(河川、河畔等)、湿地」として一つにまとめております。 ②それぞれの種の主な生育環境について、以下のとおりです。 バアソブ:環境省レッドデータブック2014によると「山地林下に生える」とのことから、「樹林」に分類いたしました。 チョウノスケソウ:北海道レッドデータブックによると「高山の湿った礫地や岩地、草地に生える」とのことから、「草地、耕作地等」に分類いたしました。 バシクルモン:北海道レッドデータブックによると「草地に群生する」とのことから、「草地、耕作地等」に分類いたしました。 リシリビヤクシン:北海道レッドデータブックによると「湿地や山地の岩礫地に生える」とのことから、「水辺(河川、河畔等)、湿地」に分類いたしました。 ベニバナヒョウタンボク:生育環境の分類を「海岸」としておりましたが、改めて確認したところ、文献「北海道の草花」によると生育環境は「原野～亜高山の陽地」と記載されておりましたので、分類を「草地、耕作地等」に修正いたします。修正したページを別添資料4-5に示します。
			2次	①1次回答①について、水辺と湿地は分けて、その両方に出てくる種がわかるように記載した方が保全上適切な整理になると思われます。それを踏まえ、「水辺(河川、河畔等)、湿地」として同一に扱っていることについて、改めて事業者の見解を伺います。 ②チョウノスケソウは高山または高山礫地に生育する種であり、耕作地では生育していないことから、礫地、草地及び耕作地は分けた方が読者に誤解を与えない記載となるのではないのでしょうか。他の種についても、その生育地にしか存在しないような整理となっているものもあるので、これらを踏まえ、記載方法を修正する必要があるか、事業者の見解を伺います。 ③貴社の北海道内における植物調査の主な実績についてご教示願います。	①水辺及び湿地については、いずれも事業実施に伴う直接的な影響はないものの、工事実施箇所によっては濁水等の流入等による生育環境への一時的な影響が生じる可能性があるかと予測されます。そのことから、主な生育環境として同一に扱っております。 ②主な生育環境を細分化することにより、種によっては複数の生育環境に記載する必要が生じます。一方で、細分化された生育環境により影響の度合いが異なることから、同じ植物種でも影響度合いの記述が様々になる懸念が生じます。それはまた読者に誤解を与える可能性があることから、記載について現状のままいたします。 ③北海道内での植物調査の実績はございません。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 4-9	291	表4.3-25 予測評価の対照とする主要な眺望点の設定根拠	1次		
			2次	表下部にある7地点について、「不特定かつ多数の者が眺望目的で利用する地点に該当しない」ことから非選定としていますが、該当しないと判断した基準をご教示願います。	「せたな青少年旅行村」については主要な眺望点として選定している「5. 立象山公園」の範囲内に位置していることから、非選定といたしました。その他の地点については、公的なHPや観光パンフレット等から眺望に関する情報が得られなかったことから、不特定かつ多数が眺望目的で利用する地点に該当しないと判断し、非選定といたしました。
追加 4-10	302	表4.3-28 主要な眺望点からの風力発電機の見えの大きさ	1次		
			2次	主要な眺望点からの最大垂直視野角は1.0度から20.5度となる可能性があるため、主要な眺望点からの眺望に配慮した位置・配置となるように、地域との合意形成を図るようお願いいたします。	住民説明会等の場を通じて、地域住民へ丁寧な説明を行い、合意形成に努めてまいります。
4-6	304	②主要な眺望景観の変化の程度	1次	①「事業実施想定区域を可能な限り絞り込むことで、主要な眺望点からの風力発電機の見えの大きさを極力小さくしている」とのことですが、見えの大きさは距離(離隔)と比例関係にあるものと考えます。区域の絞り込みにより眺望点からの距離がどう変化したか(どのように離隔を確保したか)について、説明願います。 ② ①について、特に「金原基幹集落センター」は区域に囲まれるような場所に存在しており垂直見込角も他の地点と比べて大きくなっていますが、今後の絞り込みで影響が低減できるのでしょうか。どのように影響の回避低減を行っていくつもりか事業者の見解を伺います。	①現時点において眺望景観を主としての区域の絞り込みは行っておりませんが、騒音等の観点から、住宅等から一定の離壁を確保することにより、住宅等から風力発電機が隣接して見えるような見え方を可能な限り回避することで見えの大きさを可能な限り小さくしております。 ②「金原基幹センター」を含む主要な眺望点に関して、配慮書時点では事業実施想定区域と主要な眺望点の距離において、最大垂直視野角を机上計算により予測しております。今後の手続きにおいて、地形の起伏や建物、樹木等の遮蔽物を考慮した配置を検討する等適切な措置を講じることで、眺望景観への影響の回避又は低減に努めます。
			2次	フォトモンタージュ作成の際は、風力発電設備が視認しやすい晴天の日を想定して作成するとともに、眺望点やゾーニング区分ごとに四季(春季・夏季・秋季・冬季)を通して撮影した写真で複数枚作成してください。 また、使用する写真は35mmフィルム換算の焦点距離50mm相当で撮影し、肉眼で見たときの印象に近くなるように作成をお願いします。	フォトモンタージュを作成する際は、風力発電機が視認しやすい晴天の日を想定して作成するとともに、四季(春季・夏季・秋季・冬季)を通して撮影した写真により作成いたします。 また、肉眼で見た時の印象に近くなるように写真撮影及びフォトモンタージュを作成いたします。
4-7	305 306	表4.4-1 重大な環境影響が考えられる項目についての評価の結果	1次	風車の影、植物、生態系において「必要に応じて環境保全措置を検討する」とありますが、今後どのような措置を想定しているのか、それぞれ具体例をお示しください。	風車の影: 現時点で想定している環境保全措置としましては、風力発電機の配置及び機種の見直しとなります。 植物: 現地調査の結果次第になりますが、植生自然度の高いエリアの改変を回避する、重要種として抽出された植物種の生育地への改変の回避、また生育するための環境(例えば、湿性環境など)を創出するなどが想定されます。 生態系: 注目種の選定により変化すると考えておりますが、現地調査の結果から植生自然度の高い植生への改変を回避する、注目種の餌場となる環境を保全するなどが想定されます。

5. その他に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
----	---	-----	----	------	-------